

社会福祉法人 長野りんどう会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野りんどう会の役員、評議員及び第三者委員の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員、評議員及び第三者委員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事の業務報酬)

第3条 理事が、理事会に出席及び法人の他の業務（以下「理事の業務」という。）を行ったときは、4時間を単位として別表1により報酬を支払うことができる。

なお、評議員を兼ねる理事が、評議員会に出席及び評議員としての他の業務（以下「評議員の業務」という。）を行ったときは、評議員の業務としての報酬は支払わないが、その業務を理事の業務とみなして支払うことができる。

2 交通費については、その実費を支払う。

(監事の業務報酬)

第4条 監事が、法人及び施設の実地指導（監査）への立会及び運営状況の指導または監査業務（以下「監査業務」という。）を行った場合は、一日を単位として別表2により報酬を支払うことができる。

2 監事が、理事会及び評議員会に出席及び法人の監査業務以外の他の業務を行ったときは、4時間を単位として別表1により報酬を支払うことができる。

3 前1項の業務と前2項の業務を同一の日に行った場合は、監査業務の報酬を支払うものとする。

4 交通費については、その実費を支払う。

(評議員の業務報酬)

第5条 評議員が、評議員の業務を行ったときは、4時間を単位として別表1により報酬を支払うことができる。

2 交通費については、その実費を支払う。

(理事長及び副理事長の業務報酬)

第6条 理事長及び副理事長が理事会及び評議員会以外の日において、運営会議への出席等法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、一日を単位として別表2により報酬を支払うことができる。

なお、同一日にあわせて理事会、評議員会等出席及び法人の他の業務に当たった場合は、その業務については報酬を支払わない。

2 交通費については、その実費を支払う。

(常務理事の業務報酬)

第7条 常務理事の報酬は月額とし、別表3により支払うものとする。

なお、第3条の規定は適用しない。

2 交通費については、その実費を支払う。

(第三者委員の業務報酬)

第8条 第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、4時間を単位として別表1により報酬を支払うことができる。

なお、同一日にあわせて第三者委員に係る業務及び法人の他の業務を行った場合も同様とする。

2 第三者委員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の苦情対応の業務にあたった場合は、4時間を単位として別表1により報酬を支払うことができる。

3 交通費については、その実費を支払う。

(出張旅費等)

第9条 役員、評議員及び第三者委員が法人業務のため出張する場合は、一日を単位として別表第3により報酬及び旅費を支払うことができる。

2 旅費は実費を弁償する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

5 常務理事の出張旅費については、本条1～4号を適用せず、社会福祉法人長野りんどう会旅費規程を適用する。

(適用除外)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第 11 条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より適用する。(役員等報酬及び費用弁済規程)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より適用する。

別表1 (4時間)

種 類	報 酬 額
理事の業務報酬	5, 1 5 7 円
監事の監査業務以外の業務報酬	
評議員の業務報酬	
苦情対応第三者委員の業務報酬	

別表2 (日額)

名 称	報 酬 額
理事長及び副理事長業務報酬	1 0, 3 1 5 円
監事の監査業務報酬	

別表3

名 称	報酬額及び手当額
常務理事の業務報酬	2 5 0, 0 0 0 円
常務理事の手当	6月 0. 5ヶ月 12月 1. 0ヶ月 3月 0. 5ヶ月

別表4 (日額)

旅費	宿泊費	報 酬 額	その他
実費	1 2, 0 0 0 円	1 0, 3 1 5 円	実費